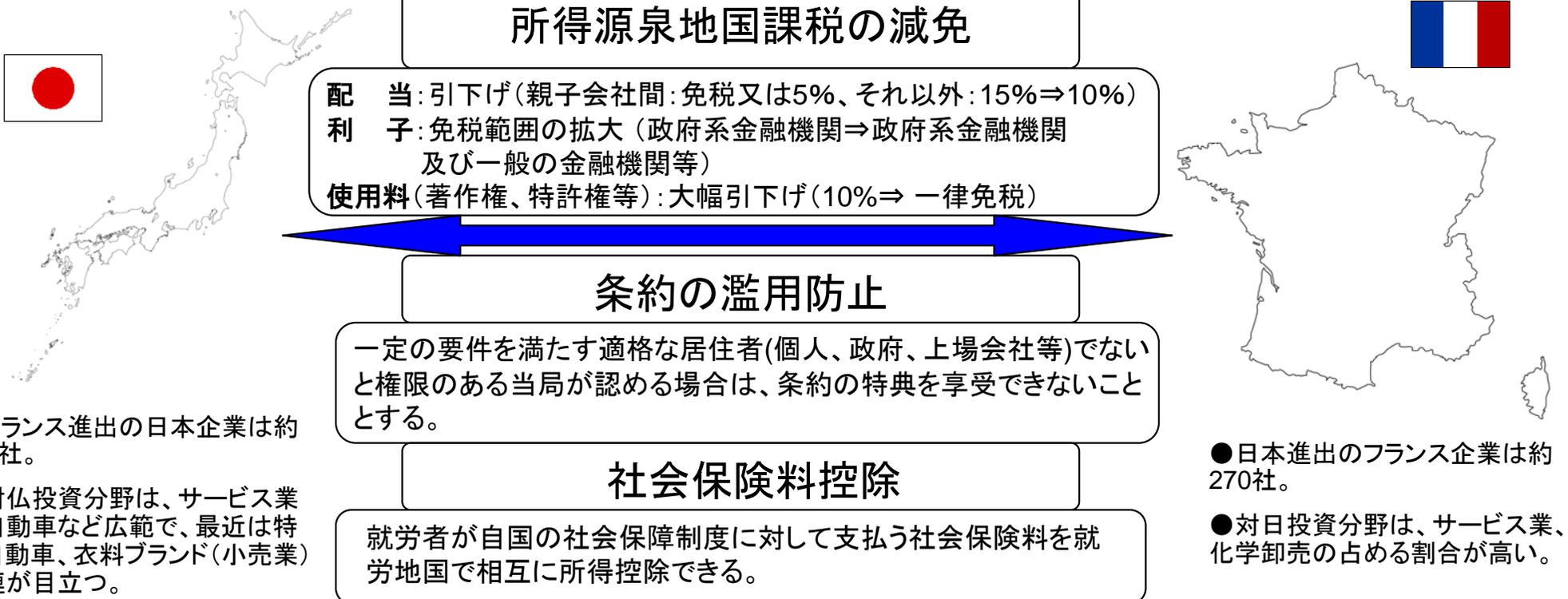


日・仏租税条約改正議定書

- 租税条約とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避し二国間の投資交流を促進すること、税務当局間の国際協力を推進することにより脱税を防止すること等を主な目的とするもの。
- フランスとの間では、現在も租税条約(平成8年発効)が締結されているが、緊密化する両国間の経済関係を踏まえ、およそ10年ぶりに改正するもの。



(参考) 今後の交渉相手国(平成19年3月現在)

- アラブ首長国連邦(交渉中)
- クウェート(交渉中)
- オランダ(交渉中)
- オーストラリア(交渉中)
- パキスタン(交渉中)

(注)フィリピンとの租税条約改正議定書を、本議定書同様、今国会に提出予定。

両国間の投資交流の促進

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、45条約、56か国。近年は、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の促進を図ることを基本方針とし、原則としてこれに沿って交渉している。